

---

プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **信用減損金融資産に係る利息収益の認識（ステップ 4）**

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料では、ステップ 4 における信用減損金融資産に係る利息収益の認識に関する ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。なお、本資料はステップ 4 を採用する金融機関が保有する債権に焦点を当てており、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いについては別途検討を予定している。

## II. 本論点を取り上げる理由

2. 第 515 回企業会計基準委員会（2023 年 11 月 29 日開催）及び第 207 回金融商品専門委員会（2023 年 11 月 22 日開催）では、ステップ 4 で検討する論点として、まずは次に焦点を当てて検討することを提案し、特段の異論は聞かれなかった<sup>1</sup>。
  - (1) 債権単位での信用リスクの著しい増大（SICR）の判定
  - (2) 複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重
  - (3) 実効金利法に関連する論点（含む、金融商品の測定に関する論点）
3. また、第 519 回企業会計基準委員会（2024 年 2 月 5 日開催）及び第 211 回金融商品専門委員会（2024 年 1 月 29 日開催）では、前項(3)の実効金利法に関連する論点には次の論点が含まれると考えられるとされた。
  - (1) 引当における貨幣の時間価値の考慮
  - (2) IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の実効金利法による償却原価の採用

---

<sup>1</sup> 第 515 回企業基準委員会等では、ステップ 4 を採用する金融機関における開示に関する論点は会計処理に関する論点の議論を行った後に検討することを提案した。また、第 515 回企業基準委員会等において意見が聞かれた満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いについては、追加の論点として検討することを予定している。

- (3) 償却原価の償却方法
  - (4) 信用減損金融資産に係る利息収益の認識
  - (5) 購入又は組成した信用減損金融資産（POCI）の取扱い
4. 本資料では、前項の論点のうち、信用減損金融資産に係る利息収益の認識に関して、関連する会計基準の定めを改めて確認したうえで、ステップ4における信用減損金融資産に係る利息収益の認識に関する ASBJ 事務局による分析及び提案をお示しする。

### **III. 関連する会計基準等の定め**

#### **(IFRS 第9号の定め)**

- 5. IFRS 第9号では、利息収益と予想信用損失を別々に認識するデカップル・アプローチを採用し、信用減損していない金融資産に係る利息収益については金融資産の総額での帳簿価額に実効金利を適用して算定するとしている（IFRS 第9号第5.4.1項）。
- 6. IFRS 第9号における金融資産の総額での帳簿価額とは、金融資産の予想存続期間を通じての将来受取キャッシュ・フロー（すなわち、契約上のキャッシュ・フロー）の見積りを実効金利で割り引くことで算定するとされている。換言すると、金融資産の総額での帳簿価額に実効金利を用いて算定される利息収益とは、金融資産から生じる契約上のキャッシュ・フローに係る現在価値の巻戻しを反映したものであるといえる。
- 7. ただし、信用減損金融資産に係る利息収益については信用リスクが著しく増大しており、契約上のキャッシュ・フローを反映した総額での帳簿価額に基づく金利収益の表示がもはや経済的リターンを忠実に表現しない状況にあると考えられた。このため、信用減損金融資産に係る利息収益は、契約上のキャッシュ・フローを反映した総額での帳簿価額ではなく、企業が受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローが基礎となる損失評価引当金を控除した償却原価に実効金利を適用するとしている（IFRS 第9号第5.4.1項(b)、BC5.74項）。
- 8. また、IASB は、公開草案に対するフィードバックを受けて信用減損金融資産に係る利息収益をゼロとするアプローチについても検討を行ったが、当該アプローチは利息収益が金融資産から生じるキャッシュ・フローの現在価値の巻戻しを反映したも

のであるとの考え方を一貫して適用することにはならず、利息収益が信用減損金融資産に係る経済的リターンを忠実に表現しないこととなるといった理由から IFRS 第9号では採用しなかったとしている。

**(金融商品会計基準等<sup>2</sup>における定め)**

9. 金融商品会計基準等では、債権の未収利息の会計処理に関して、次のとおり定めている。

**金融商品会計基準****(注9) 債権の未収利息の処理について**

債務者から契約上の利払日を相当期間経過しても利息の支払を受けていない債権及び破産更生債権等については、すでに計上されている未収利息を当期の損失として処理するとともに、それ以後の期間に係る利息を計上してはならない。

**金融商品実務指針****不計上の判定と処理**

119. 金融商品会計基準(注9)では、債務者から契約上の利払日を相当期間経過しても利息の支払を受けていない債権及び破産更生債権等については、既に計上されている未収利息を当期の損失として処理するとともに、それ以後の期間に係る利息を計上してはならないとしている。

未収利息を不計上とする延滞期間は、延滞の継続により未収利息の回収可能性が損なわれたと判断される程度の期間であり、一般には、債務者の状況等に応じて6か月から1年程度が妥当と考えられる。

また、利息の支払を契約どおりに受けられないため利払日を延長したり、利息を元本に加算することとした場合にも、未収利息の回収可能性が高いと認められない限り、未収利息を不計上とする。

未収利息を不計上とした債権については、既に計上されている未収利息の残高を損失として処理しなければならない。この処理方法としては次のいずれかによ

<sup>2</sup> 本資料では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(以下「金融商品実務指針」という。)及び日本公認会計士協会が公表している「金融商品会計に関するQ&A」を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

る。

(1) 原則法

当期に対応する利息は受取利息の計上を取り消し、前期以前に計上された部分については、貸倒損失の計上又は貸倒引当金の目的使用として処理する。

(2) 簡便法

多数の債権を有し、継続的に未収利息不計上債権が発生することが避けられず、原則法を適用することが実務上困難な企業については、受取利息からの控除として処理することができる。

### 一部入金処理

120. 未収利息を不計上とした債権について入金があった場合、入金額の全部又は一部について当該契約に基づく利息の支払であることが明確であれば、利息部分は利息の入金として処理し、そうでない部分は元本の入金として処理する。

### 再計上の要件

121. 一旦未収利息を不計上とした債権は、実質的に元利の回収可能性が回復したと認められることとなった時点で、未収利息を計上する債権に戻す。具体的には、次の全ての条件を満たすことが必要である。

- ① 債権が一般債権に区分される条件を満たしていること。
- ② 債権が元利とも原契約の条件で延滞を解消していること。

したがって、元本又は利息の受取の条件を緩和したことにより延滞を形式的に解消しただけでは、この条件を満たしたことはない。ただし、債権元本の一部放棄等により貸倒損失を認識し、又は原契約を変更して金利を減免し、かつ、残債権が元利とも回収可能性に懸念のない状態になった場合には、それ以後に発生する利息を未収利息として計上する。

## IV. ASBJ 事務局による分析

(ステップ4の取扱いに関する検討の方向性)

10. ステップ2では、国際的な比較可能性を重視する観点から、信用減損金融資産に係る利息収益の認識については、IFRS第9号の定めを取り入れ、未収利息を不計上とするオプションは設けないことを提案した。この場合、債権の未収利息の会計処理に関する金融商品会計基準(注9)は削除することとなる。
11. この点、ステップ4を採用することが見込まれる金融機関の代表者からは次の意見が聞かれた。
  - (1) IFRS第9号における信用減損金融資産に関する未収利息の取扱いは、現行制度と異なり税務上の取扱いとの関係を含め複雑な管理が必要となることから実務負担は大きいと考えている。このため、現行の取扱いを許容いただきたい。
12. 前項の意見は、信用減損金融資産に係る未収利息に関する実務負担を強く懸念するものであると考えられる。このため、次項以降において、ステップ4において「実務負担に配慮」する観点から、現行の金融商品会計基準等における取扱いを踏襲し、信用減損金融資産に係る未収利息及び対応する利息収益を不計上とするオプション<sup>3</sup>を設けることについて分析を進める。なお、分析においては、当該オプションは、債権(購入された債権を除く。)における予想信用損失の算定及び償却原価の算定のいずれにおいても、実効金利に代わり約定金利を用いることができるとするオプション(以下「約定金利オプション」という。)とあわせて適用することを前提としている。

#### **(信用減損金融資産に係る未収利息及び対応する利息収益を不計上とするオプションに関する分析)**

13. IFRS第9号において、信用減損金融資産に係る利息収益は、契約上のキャッシュ・フローを反映した総額での帳簿価額ではなく、企業が受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローが基礎となる損失評価引当金を控除した償却原価(純額ベース)に実効金利を適用することとされている(本資料第7項参照)。一方、信用減損金融資産に係る未収利息相当額は、契約上のキャッシュ・フローを反映した総額での帳簿価額(総額ベース)に実効金利を適用することで算定されることとなる。
14. このとおり、信用減損金融資産に係る未収利息は総額ベースで算出されるのに対して、利息収益は純額ベースで算出され、この場合、信用減損金融資産に係る未収利

---

<sup>3</sup> 未収利息を不計上とする延滞期間等の要件については、現行基準を踏襲することを前提としている。

息と利息収益との差は、認識済の損失評価引当金における貨幣の時間価値の巻戻しを意味すると考えられる。

15. ここで、未収利息及び対応する利息収益を不計上とするオプションを適用した場合における損益計算書への影響を検討すると、利息収益は計上されないことになり、IFRS 第 9 号の原則に従った場合と比較すると、純額ベースでの償却原価に実効金利（約定金利オプションを適用した場合は約定金利）を乗じた金額について、利息収益が過小計上となると考えられる。一方、損失評価引当金について、利息収益の不計上と同額を引当てることから、純損益への影響は同じになると考えられる。

ここで、未収利息の不計上とした期の後の期間においても利息が入金されないことが見込まれる場合、当該キャッシュ・フロー不足の見積額について、貨幣の時間価値を考慮したうえで損失評価引当金を計上することになると考えられる。このため、未収利息の不計上とした期の後の期間においては、貨幣の時間価値の巻戻しが生じるため損失評価引当金が増加するが、IFRS 第 9 号の原則に従った場合には、貸付金についても貨幣の時間価値の巻戻しが生じるため、キャッシュ・フロー不足の見積額に変化がない場合には、純損益に影響しないと考えられる。他方、未収利息及び対応する利息収益を不計上とするオプションを適用した場合、貸付金について利息が計上されないため、当該利息に対する引当金額から引当における貨幣の時間価値の巻戻し相当額を控除した金額について、戻入益が生じると考えられる。

このように、未収利息及び対応する利息収益を不計上とするオプションを適用した場合、IFRS 第 9 号の原則に従った場合と比較すると、利息収益と損失評価引当金戻入益に影響を与えることになると考えられる。ただし、結果として同額の影響となると考えられるため、純損益には影響しないと考えられる。

16. また、貸借対照表への影響を検討すると、未収利息及び対応する利息収益を不計上とするオプションを適用した場合には、IFRS 第 9 号の原則に従った場合と比べて、未収利息相当額とそれに対応する損失評価引当金がそれぞれ過小になると考えられるものの、IFRS 第 9 号に従い未収利息相当額について直接償却を行った場合と比較すると同じになると考えられる。
17. このような損益計算書及び貸借対照表への影響を踏まえると、いずれの観点からも表示のグロス・ネットの問題であると捉えることができると考えられる。一方、金融機関の損益計算書における利息収益は重要な科目であることを踏まえると、単なる表示の問題として取り扱うことは難しいとも考えられる。
18. この点、ステップ 4 のより実務負担に配慮した会計基準を目指すという目的を踏まえると、現行の金融商品会計基準等における取扱いを踏襲し、未収利息及び対応す

る利息収益を不計上とするオプションを設けることは、利害関係者のコスト及び便益の観点から許容され得ると考えられるがどうか。なお、当該オプションの具体的な適用イメージを別紙でお示ししている。

#### 前期以前に認識した未収利息の会計処理

19. 未収利息及び対応する利息収益を不計上とするオプションを設けるとした場合、前期以前に認識した未収利息の会計処理が論点となると考える。この点、金融商品会計基準等では、未収利息の不計上に関連して、前期以前に認識した未収利息については「貸倒損失の計上又は貸倒引当金の目的使用として処理する」ことを原則法としつつ、「多数の債権を有し、継続的に未収利息不計上債権が発生することが避けられず、原則法を適用することが実務上困難な企業については、受取利息からの控除として処理することができる。」とする簡便法が設けられている。
20. 原則法については特段の問題はないと考えられる一方、簡便法を適用した場合、前期以前に認識した未収利息について利息収益が減額されることになり、IFRS 第9号の原則に従った場合と比較すると、利息収益が過小計上となると考えられる。この点、金融機関の損益計算書における利息収益は重要な科目であることを踏まえると、簡便法については踏襲しないという考え方もあり得ると考えられる。
21. しかしながら、ステップ4のより実務負担に配慮した会計基準を目指すという目的を踏まえると、簡便法についても、利害関係者のコスト及び便益の観点から許容され得ると考えられるがどうか。
22. この場合、ステップ4においては、前期以前に認識した未収利息相当額については、原則として減損損失又は貸倒引当金の目的使用として会計処理することとしつつ、現行の実務を踏襲し、多数の債権を有し、継続的に信用減損金融資産が発生することが避けられず、原則的な取扱いを適用することが実務上困難な企業については、受取利息からの控除として会計処理するオプションを設けることが考えられる。

#### 事後的な入金の会計処理

23. 未収利息及び対応する利息収益を不計上とした後に、入金されることがある。この点、金融商品会計基準等では、「未収利息を不計上とした債権について入金があった場合、入金額の全部又は一部について当該契約に基づく利息の支払であることが明確であれば、利息部分は利息の入金として処理し、そうでない部分は元本の入金として処理する。」とされている。
24. IFRS 第9号では、キャッシュ・フロー不足に対して予想信用損失を計上することと

しており、キャッシュ・フロー不足を考える場合には元本と金利を区別していない。この考え方を取り入れる場合、利息の入金と元本の入金に分けて会計処理することにはならないと考えられる。しかしながら、未収利息及び対応する利息収益を不計上とするオプションを設けるとした場合には、前項に記載した一部入金に関する定めについても踏襲することが考えられる。

## V. ASBJ 事務局の提案

25. 以上の事務局の分析を踏まえ、ステップ4の「実務負担に配慮」する観点から、現行の金融商品会計基準等における取扱いを踏襲し、信用減損金融資産に係る未収利息及び対応する利息収益を不計上とするオプションを設けることが考えられるかどうか。
26. この場合、ステップ4においては、前期以前に認識した未収利息相当額については、原則として減損損失又は貸倒引当金の目的使用として会計処理することとしつつ、現行の実務を踏襲し、多数の債権を有し、継続的に信用減損金融資産が発生することが避けられず、原則的な取扱いを適用することが実務上困難な企業については、受取利息からの控除として会計処理するオプションを設けることが考えられるかどうか。
27. また、未収利息及び対応する利息収益を不計上とした後の入金に関して、現行の実務を踏襲し、不計上とした未収利息相当額の全部又は一部に対する入金であることが明らかな場合には、当該入金額を受取利息に含めて会計処理することが考えられるかどうか。

### ディスカッション・ポイント

本資料第10項から第27項の事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

以上



**別紙：信用減損金融資産に係る未収利息及び対応する利息収益を不計上とする  
オプションの適用イメージ**

1. 本資料第 18 項の信用減損金融資産に係る未収利息及び対応する利息収益を不計上とするオプションの適用イメージを次の例示を用いて説明する。
2. 例示の前提は次のとおりである。
  - (1) 残存貸付期間 3 年、貸付金の元本金額は 100、約定利率（当初実効金利）は年 5%（毎期の利息は 5）であり、当該貸付金の元本及び利息は翌年度の期首に支払うこととされている。
  - (2) X1 年度の期末に信用減損金融資産となった。
  - (3) 受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローは元本 60 である。
  - (4) 説明の便宜上、X1 年度の期首における貸倒引当金はゼロであり、未収利息について直接償却は行わない。

**(X1 年度末の会計処理)**

3. 貸付金の契約上のキャッシュ・フロー、X1 年度末時点における期待キャッシュ・フロー及びキャッシュ・フロー不足額（割引前・割引後）は、次のとおりである。

	X1 年度	X2 年度	X3 年度
契約上のキャッシュ・フロー	5	5	105
期待キャッシュ・フロー	0	0	60
キャッシュ・フロー不足額 (割引前)	5	5	45
キャッシュ・フロー不足額 (割引後)	5	(*1) 4.76	(*2) 40.82

(\*1)  $5 \div (1 + \text{当初実効金利 } 5\%) = 4.76$

(\*2)  $45 \div (1 + \text{当初実効金利 } 5\%)^2 = 40.82$

4. X1年度の期末における会計処理は次のとおりである。

**IFRS 第9号の原則に従った場合**

X1年度末に信用減損金融資産となったため、X1年度における利息収益は総額で計上され、貸付金（未収利息）に対しても引当を認識することとなる<sup>4</sup>。

(仕訳)			
貸付金（未収利息）	5	/	受取利息
減損損失（繰入）	(*3) 50.58	/	貸倒引当金
			50.58

(\*3) 当期に計上した貸付金（未収利息）に対する引当 5  
 + X2年以降のキャッシュ・フロー不足額（割引後）の合計額（4.76 + 40.82）  
 = 50.58

(貸借対照表)	
+ : 借方 / ▲ : 貸方	
貸付金	100
貸付金（未収利息）	5
貸倒引当金	▲50.58
Net	54.42

(損益計算書)	
+ : 利益 / ▲ : 損失	
受取利息	5
減損損失（繰入）	▲50.58
Net	▲45.58

**本資料第18項のオプションを適用した場合**

(仕訳)			
未収利息及び利息収益は認識しない。			
減損損失（繰入）	(*4) 45.58	/	貸倒引当金
			45.58

(\*4) X2年以降のキャッシュ・フロー不足額（割引後）の合計額（4.76 + 40.82）  
 = 45.58

<sup>4</sup> 銀行等金融機関では、旧金融検査マニュアルを踏まえ、現行実務において未収利息を貸出金に準ずる債権として貸倒引当金の対象に含めていると考えられる。

[https://www.fsa.go.jp/manual/manual\\_j/yokin.pdf](https://www.fsa.go.jp/manual/manual_j/yokin.pdf)

(貸借対照表)	
+ : 借方 / ▲ : 貸方	
貸付金	100
貸付金 (未収利息)	0
貸倒引当金	▲45.58
Net	54.42

(損益計算書)	
+ : 利益 / ▲ : 損失	
受取利息	0
減損損失 (繰入)	▲45.58
Net	▲45.58

**(X2 年度の会計処理)**

5. 貸付金の契約上のキャッシュ・フロー、X2 年度末時点における期待キャッシュ・フロー及びキャッシュ・フロー不足額 (割引前・割引後) は、次のとおりである。

	X1 年度	X2 年度	X3 年度
契約上のキャッシュ・フロー	5	5	105
期待キャッシュ・フロー	0	0	60
キャッシュ・フロー不足額 (割引前)	5	5	45
キャッシュ・フロー不足額 (割引後)	5	5	(*5) 42.86

(\*5)  $45 \div (1 + \text{当初実効金利 } 5\%) = 42.86$

6. X2 年度の期末における会計処理は次のとおりである。

**IFRS 第 9 号の原則に従った場合**

X2 年度では利息収益が純額で計上され、貸付金 (未収利息) に対しても引当を認識することとなる。

(仕訳)			
貸付金 (未収利息)	5	/	受取利息 (*6) 2.72
		/	貸倒引当金 (*7) 2.28

(\*6) 期待キャッシュ・フロー 60 の時間価値の巻戻し

$$\{60 \div (1 + \text{当初実効金利 } 5\%)\} - \{60 \div (1 + \text{当初実効金利 } 5\%)^2\} = 2.72$$

(\*7) (前期及び当期に計上した貸付金 (未収利息) に対する引当 10 (= 5+5) + X3 年度年以降のキャッシュ・フロー不足額 (割引後) の合計額 42.86) - 前期末の貸倒引当金残高 50.58 = 2.28

(貸借対照表)	
+ : 借方 / ▲ : 貸方	
貸付金	100
貸付金 (未収利息)	10
貸倒引当金	▲52.86
Net	57.14

(損益計算書)	
+ : 利益 / ▲ : 損失	
受取利息	2.72
減損損失 (繰入)	0
Net	2.72

本資料第 18 項のオプションを適用した場合

(仕訳)			
未収利息及び利息収益は認識しない。			
貸倒引当金	(*8) 2.72	/	減損利得 (戻入益) 2.72

(\*8) X3 年以降のキャッシュ・フロー不足額 (割引後) の合計額 42.86  
 - 前期末の貸倒引当金残高 45.58 = ▲2.72 (戻入益)

(貸借対照表)	
+ : 借方 / ▲ : 貸方	
貸付金	100
貸付金 (未収利息)	0
貸倒引当金	▲42.86
Net	57.14

(損益計算書)	
+ : 利益 / ▲ : 損失	
受取利息	0
<b>減損利得 (戻入益)</b>	2.72
Net	2.72

以 上